

平成28年度 丹波市地域福祉活動促進計画 取り組み評価結果(確定版)

No.2

基本目標2 支えあいを大切にしたい地域づくりをすすめます (支えあう)

推進方策/取組 (H27~H31)	No	取組内容 / 取組主体		事業視点評価(H28)				施策視点評価					
		社協	市	事業名	事業内容	実施状況	事業評価	担当課評価(意見)	指標達成度	次年度方針	判定	評価内容	
1 地域福祉のネットワークづくり	①新しい「向こう三軒両隣」の関係づくり	(15)	■	自治公民館活動助成	自治公民館活動に関する助成を行うことにより、振興と充実を図り、地域内の交流を通じ、いざというときに支え合い助け合える関係づくりをつくる	B	○	自治会内の課題解決や人権意識の向上、コミュニティ形成のための各事業を実施されており、概ね効果を認める。	◎	継続	○	〔市民活動課〕 280自治会が地域コミュニティ形成に向け、積極的に取り組まれている。引き続き、地域課題解決や現代的課題解決、人権意識の高揚に注視した取り組みを推進していく。	
				高齢者等見守りネットワーク	市内の高齢者宅を戸別訪問する市内事業者と協定を結び、在宅高齢者の見守り活動を行う	A	○	協力事業所が増加し、見守り体制が強化された	○	充実	○	〔介護保険課〕 見守りネットワークについては、引き続き協力事業所を増やしていく。SOSシステムについては、登録者後のフォローを検討していく。  〔社協〕 地域住民が高齢者の見守り活動を自ら企画・実施していくために、自治会や自治協議会ぐるみで話し合いを持ってもらう必要があるが、そのための問題提起や支援を行っていく必要がある。 単位老人クラブ見守り助成事業は、H27年度終了の事業として廃止するが、見守り体制の構築は必要であるため、生活支援サービス体制整備の中で設置できるよう啓発していく。	
	②高齢者見守りネットワークづくり	(16)	■	早期発見SOSシステム	予め登録された徘徊の恐れのある高齢者等が所在不明となった場合に、ネットワーク協力機関と連携をとりながら捜索を行う	A	○						
				単位老人クラブ見守り助成	(概要) 老人クラブ会員による見守り活動を通じて高齢者の孤立や孤独を防ぎ、安心・安全な地域づくりを目指す(対象)ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等	A	○	市内3ヵ所の老人クラブで取組中。継続していく必要があるのか協議が必要	○	改善			
	③地域福祉ネットワークの構築	(17)	■	生活支援サービス体制整備	生活支援コーディネーターの配置 社協へ運営委託	B	○	介護保険をとりまく変化の周知、自治会レベルでの出張福祉教室などを通じた周知、支所域での支所との連携を密にしていく	○	充実	○	〔介護保険課〕 生活支援サービス体制整備事業については、引き続き地域支えあい推進員を配置し、地域づくりを推進していく。  〔社協〕 地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域においては生活課題を話し合う場づくり、事業者はそれぞれの趣向をこらした社会貢献など、役割分担を行い意識してネットワークを構築していく必要がある。	
				社会福祉法人連絡協議会の設置	公共性のある市内の社会福祉法人が連携して地域貢献等を図る								
	④民児、福祉委員等の市民への普及・啓発	(18)	■	心配ごと相談	(概要) 日常生活のあらゆる相談に、民生委員児童委員である「心配ごと相談員」が応じる	A	○	相談窓口の多様化と、専門的な相談内容の増加により相談者は減少傾向	▲	継続	▲	〔社協〕 福祉関係者に対して、現状や将来的なビジョンの正しい把握と、福祉関係者ではなくなった後も市民として地域福祉に携わっていただけるよう協力を依頼しておく必要がある。 福祉バザーは、趣旨の説明を行うとともに、集客の方法検討と、1世帯に1品は物品持ち出しをしていただけるよう啓発し、従来通り親しまれるバザーとして実施していく。	
				福祉バザー	(主旨) 各世帯から物品を提供いただき販売することで、社協が取り組む地域福祉を推進するための事業費として活用するとともに、地域での支えあいにつなげることを目的に開催する	A	○	年々収益は減少。年末のお楽しみ事業となっている。開催方法など、各支所で検討し実施。	▲	改善			
				民生委員児童委員連合会・協議会支援	(主旨) 地域福祉における民生委員活動が円滑に行われるよう支援する。 (概要) 6協議会、連合会事務局運営及び補助金を交付する	A	○	補助金の交付により民生委員活動の支援につながっている。	○	継続			
	⑤自治協と社協の連携強化	(19)	■	自治協定期訪問	自治協議会を訪問し、地域の福祉課題の把握や情報収集、PRを行う	B	▲	支えあい推進員以外では定期訪問はできていない。職員全員がコミュニティワークの手法を身につけることが必要	▲	改善		〔介護保険課〕 生活支援サービス体制整備事業については、引き続き地域支えあい推進員を配置し、地域づくりを推進していく。	
				地域福祉推進支援事業	(主旨) 地域での福祉活動を支援するため (概要) 計画段階からの相談や情報提供、福祉事業の提案や対象事業に対する助成金の交付を行う (対象) 自治協議会	B	○	申請された自治協については十分活用されているが、福祉活動に対する支援の目的に沿った事業計画を立てられていない自治協への周知が必要。	○	充実			
				福祉のまちづくり事業	(主旨) 地域における自発的な福祉のまちづくり実現のための支援 (概要) 5ヶ年(H26-H30)で全自治協に対し、金銭的支援を行い地域が取り組む福祉のまちづくりに寄与 (対象) 市内自治協(1回のみ) (根拠) 福祉のまちづくり交付金交付要綱	A	◎	1年間で5自治協、5年間ですべての自治協へという設定で取り組んでいただいているが、3年目の今年度で16自治協が申請、実施されている。地域にとっては使いやすい事業であると思う。	○	継続	○	〔社協〕 新総合事業の開始により、互助体制の創造と市民意識の変革が求められているが、地区単位や自治会単位では少しずつだが着実に理解が進んでいる。合わせて、地域福祉に関係する取組を自主的に企画・開催されるケースも以前と比べて増加している。情報提供やアドバイス、金銭的支援を今後も進めていく。	
				生活支援サービス体制整備	生活支援コーディネーターの配置 社協へ運営委託	B	○	介護保険をとりまく変化の周知、自治会レベルでの出張福祉教室などを通じた周知、支所域での支所との連携を密にしていく	○	充実			
	⑥自治協に対する「福祉部」設置の働きかけ	(20)	■	自治協定期訪問	自治協議会を訪問し、地域の福祉課題の把握や情報収集、PRを行う	B	▲	支えあい推進員以外では定期訪問はできていない。職員全員がコミュニティワークの手法を身につけることが必要	▲	改善			
	①認知症サポーター養成講座の開催【再掲】	(21)	■	認知症サポーター養成講座	自治会や職域及び学校等の依頼に応じ、認知症キャラバンメイトを派遣し、認知症の正しい理解と地域で支えるための講座を行う	A	○	要望に応じ、養成講座を開催し認知症に対する理解を深めた	○	継続	○	〔介護保険課〕 28年度に市内サポーター数1万人を達成し、地域に認知症理解者が増え、声かけ、見守りの数が増えた。今後は講座の内容について検討する必要がある。	

基本目標2 支えあいを大切に地域づくりをすすめます (支えあう)

推進方策/取組 (H27~H31)	No	取組内容 / 取組主体		事業視点評価(H28)				施策視点評価				
		社協	市	事業名	事業内容	実施状況	事業評価	担当課評価(意見)	指標達成度	次年度方針	判定	評価内容
②ボランティアや市民活動団体への支援	(22)	■		高齢者お昼のつどい開催支援	自治協に対し、地域福祉推進支援事業により小学校区単位で開催する経費の一部を助成する	A	○	地域福祉推進支援事業のメニューとして実施する	○	継続	▲	[社協] これからの時代、身近な地域の中で集いの場づくりや担い手の養成が不可欠である。 対象は非常に幅広く、社協だけではなく他の主体(例えば社会福祉法人や生協、企業など)が地域福祉活動を行えるよう必要な支援をしていく必要がある。 [介護保険課] 第2層推進会議から立ち上げていった経過があり、平成28年度は立上げられなかったが、平成29年度には丹波市生活支援サービス推進会議を早急に立ち上げる必要がある。 [社会福祉課] 福祉団体バス補助については、終期を平成31年度末とするため、事業の評価を行ったうえで今後の方向性を示すための協議を進める。
		■		福祉団体等助成金交付	(概要)福祉団体、NPO法人、当事者団体等の健全な発展及び育成を図るため、団体等が行う社会福祉事業に対し助成金を交付する (対象)福祉団体、NPO法人、当事者団体、丹波市特別支援教育研究部、おもちゃライブラリー	A	○	それぞれの福祉団体等との連携、活動支援としての助成は今後も継続していく必要あり	○	継続		
		■		生活支援サービス体制整備	丹波市生活支援サービス推進会議の立ち上げ 社協へ運営委託	D	×	介護保険をとりまく変化の周知、自治会レベルでの出張福祉教室などを通じた周知、支所域での支所との連携を密にしていく	×	充実		
		■		福祉団体バス補助金	社会福祉団体、老人団体、ボランティア団体、ふれあいいきいきサロン団体等の活動支援にバス借り上げ料の一部を補助する	A	○	約140団体への補助を実施。ボランティア団体、老人クラブ、いきいきふれあいサロン等の活動支援につながった。	○	継続		
③老人クラブ活動への支援の充実	(23)	■		単位老人クラブ見守り助成	(概要)老人クラブ会員による見守り活動を通じて高齢者の孤立や孤独を防ぎ、安心・安全な地域づくりを目指す (対象)ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等	A	○	市内3カ所の老人クラブで取組中。継続していく必要があるのか協議が必要	○	改善	○	[社協] 元気な高齢者は今後、地域福祉の担い手として活躍をしていただけるように、各団体においても互助の仕組みづくりへの理解をはかる必要がある。 単位老人クラブ見守り助成事業は、H27年度終了の事業として廃止するが、見守り体制の構築は必要であるため、生活支援サービス体制整備の中で設置できるよう啓発していく。 [社会福祉課] H29から市老連未加盟の老人クラブを対象とする補助実施を契機に加盟クラブの増加を図る。
		■		老人クラブ事務局支援	事務局として職員を1名配置し活動支援	A	○	老人クラブ以外の団体支援も行っているため、職員体制を考えていく必要あり。	○	継続		
		■		老人クラブ補助金	老人クラブ及び老人クラブ連合会の多様な社会活動等への事業支援のため補助金を交付する	A	○	老人クラブ数の減少が続いているので、補助金について検討が必要	○	改善		
④福祉活動を担うリーダーの発掘と育成	(24)	■		ボランティア養成講座	図書館サポーター養成講座、手話奉仕員養成講座、子ども見守りボランティア養成講座、男性ボランティア養成講座の開催	A	○	ボランティアが年々減少している事実を鑑み、生活支援、障害者支援を中心に各地域での実情にあった講座を開催していく。	○	充実	○	[介護保険課] 講座の開催、くらし応援隊への登録も推進し、普段のくらしサポートセンター設置への準備も実施できた。 [障がい福祉課] 手話入門講座の部を新規開催、手話通訳者試験対策講座実施、要約筆記は現任研修を行い、意思疎通支援の充実にも努めた。
		■		生活支援サービス体制整備	生活支援サポーター養成講座の開催 社協へ運営委託	A	○	くらし応援隊が一人でも増えるよう、周知を図り講座内容を検討して実施	○	継続		
		■		手話、要約筆記等講座開設	(主旨)手話通訳者、要約筆記奉仕員等の育成 (概要)兵聴協や社協に委託を行い手を増やすため入門、基礎、通訳等の講座を開く (対象)一般市民 (根拠)障害者総合支援法、障害者総合支援条例	A	○	手話や要約筆記等意思疎通支援者を養成し障害者の支援につなげている。	○	充実		
⑤地域の福祉課題やニーズに応じたボランティアの育成	(25)	■		ボランティア体験講座	(概要)既存のボランティアグループを知る機会、実際に体験できる機会を提供する (対象)市内在住・在勤の方でボランティア活動に興味のある方	A	○	ボランティアが年々減少している事実を鑑み、生活支援、障害者支援を中心に各地域での実情にあった講座を開催していく。	○	充実	○	[社協] 社協の最優先施策の一つとなる。重点的に取り組む。 ・地域福祉人材の養成 ・セカンドライフの選択肢のひとつとして、地域活動に関心を持ってセミナーの開催など
		■		ボランティア養成講座	図書館サポーター養成講座(市と共催)、手話奉仕員養成講座(委託)、子ども見守りボランティア養成講座、男性ボランティア養成講座の開催	A	○	ボランティアが年々減少している事実を鑑み、生活支援、障害者支援を中心に各地域での実情にあった講座を開催していく。	○	充実		
⑥ボランティア活動への参加機会の充実	(26)	■		ボランティアへの助成	ボランティアグループなどへ活動助成を行う	A	○	丹波市ボランティア協会との協働・連携の観点から助成金額の見直しを図る	○	充実	○	・ボランティア体験・福祉教育 ・学生がボランティア活動できる機会の提供=情報収集体制の強化
		■		ボランティアまつり開催経費の助成	ボランティア団体等への活動支援、PR	A	○	高齢化によるボランティア減少のマイナス要因はあるが、6地域で開催できている。	○	継続		
		■		ボランティア登録	ボランティア活動者を登録カードによって登録し、必要としている人や団体につなぐ	A	○	個人の意向に添い、サロン等活動場所の提供などコーディネート業務に有効活用	○	継続		
⑦ボランティア活動に関する情報提供の充実	(27)	■		冊子発行 HPの充実	冊子「はじめよう!ボランティア(改訂版)」を発行する 社協のHPやFBの充実を図る	A	○	社協広報紙の定枠掲載、ネット等での発信、問合わせでの対応など実施	○	継続		
⑧専門職の資質の向上	(28)	■		介護職員初任者研修の実施	地域の福祉向上を目的に、在宅介護のプロを養成するための初任者研修を実施する	A	○	前年度より受講者及び修了者が増加し、人材育成につながったが、新しい福祉人材発掘につながる工夫が必要である。	○	継続	○	[社協] 福祉・介護に興味がありながら、職業として携わろうという方は少なくなっている。福祉・介護職の魅力や伝える手立てが必要ではないかと考える。 [介護保険課] 介護職員初任者研修受講生は定員を超える申込がある。初心者に加え、既に介護事業所へ勤務している受講生も多く、介護の質の向上につながっている。
		■		県社協等の研修会参加	社協職員自ら研修会に進んで参加する	B	○	部署を超え、全員がコミュニティワークの研修に参加し、社協職員としての資質向上に努める	○	充実		

2 地域福祉活動の人材の確保、育成の強化

基本目標2 支えあいを大切に地域づくりをすすめます (支えあう)

推進方策/取組 (H27~H31)	No	取組内容 / 取組主体		事業視点評価(H28)				施策視点評価				
		社協	市	事業名	事業内容	実施状況	事業評価	担当課評価(意見)	指標達成度	次年度方針	判定	評価内容
3 各種団体との情報交換や連携の強化	①市・関係機関との連携強化	(29)	■	民生委員児童委員協議会 (民生委員児童委員連合会)	(主旨)地域福祉における民生委員活動が円滑に行われるよう支援する。 (概要)6協議会、連合会事務局運営及び補助金交付	A	○	6協議会を継続して設置。市役所各支所に事務局を置き、民生委員、児童委員の活動支援をおこなった。今後について支所機能の見直しによる事務局のあり方について検討が必要	○	継続	○	【社会福祉課】引き続き民児協及び民児連との連携強化を図るとともに、地域福祉の中核組織である社協への民児協事務局の移管協議を進める。
	②地域包括ケアシステム構築のための行政や関係機関等との連携強化	(30)	■	生活支援サービス体制整備	生活支援サービス推進会議を立ち上げる	D	×	介護保険をとりまく変化の周知、自治会レベルでの出張福祉教室などを通じた周知、支所域での支所との連携を密にしてい	×	充実	×	【社協】まずは市民の方に、これからの地域福祉のあり方を理解していただく必要がある。支援する私たちもつながりを持っていく必要がある。 【介護保険課】第2層推進会議から立ち上げていった経過があり、平成28年度は立上げられなかったが、平成29年度には丹波市生活支援サービス推進会議を早急に立ち上げる必要がある。
			■	生活支援サービス体制整備	生活支援サービス推進会議を立ち上げる	D	▲	未だ推進会議は開催できていないが、その事前調整を行っている	▲	充実		
	③地域ケア会議の推進	(31)	■	地域ケア会議の開催	地域包括支援センターを中心に地域ケア会議を推進し、地域の連携体制の強化を図る。	A	○	会議開催により、地域の連携が図れた。	○	継続	○	【介護保険課】会議を通して各団体や地域との連携が図れた。また、地域課題のつみあげができた。
④ボランティア団体同士の連携の強化	(32)	■	福祉バザー	各世帯から物品を提供いただき販売することで、社協が取り組む地域福祉を推進するための事業費として活用するとともに、地域での支えあいにつなげることを目的に開催する	A	○	年々収益は減少。年末のお楽しみ事業となっている。開催方法など、各支所で検討し実施。	▲	改善	▲	【社協】連携を強化していくために、似た活動をされているグループの分野別交流ができる機会を行事の中に組み入れることも必要。福祉バザーは、趣旨の説明を行うとともに、集客の方法検討と、1世帯に1品は物品持ち出しをしていただけるよう啓発し、従来通り親しまれるバザーとして実施していく。	
		■	ボランティアまつり開催経費の助成	(主旨)ボランティア活動への理解を広げる (概要)年1回各支所ごとに開催する経費の一部を助成 (対象)丹波市ボランティア協会支部	A	○	高齢化によるボランティア減少のマイナス要因はあるが、6地域で開催できている。	○	継続			
4 利用者本位のサービス提供	①わかりやすい情報の発信	(33)	■	広報発行事業	(概要)年6回、奇数月に広報を発行する。その他「ふくしほっとガイド」を発行(1回)する HP・FB運営 (対象)市内全世帯に配布	A	○	わかりやすく、興味を引く内容で進める必要がある。読者層は中高年齢層をターゲット。ネット媒体は紙媒体より若い層に親しみを持ってもらうため記事の工夫を行う。	○	充実		【社協】社協の最優先事項のひとつとして充実していくよう取り組む。 【障がい福祉課】毎月、視覚障害者に点字・声の広報を活用して情報取得の環境を整えている。
			■	社協コーナー設置	社協の刊行物や掲示物等を設置する民間施設を確保し、情報提供と啓発活動をする	A	○	実際にどれくらいの利用があるのか調査の必要あり	○	継続		
			■	点字・声の広報発行事業	(概要)視覚障害をお持ちの方へ、ボランティアグループが広報紙などを点訳・朗読録音して自宅に郵送して情報提供を行う (対象)視覚障がいをお持ちの方	A	○	ボランティア養成の面で支援を行う。	○	継続		
			■	社協福祉情報の発信	(概要)年6回、奇数月に広報「ふくしほっと通信」を発行する。その他「ふくしほっとガイド」の発行(1回)、HP・FB運営 (対象)市内全世帯に配布	A	○	わかりやすく、興味を引く内容で進める必要がある。読者層は中高年齢層をターゲット。ネット媒体は紙媒体より若い層に親しみを持ってもらうため記事の工夫を行う。	○	充実		
	②相談支援機能の充実	(34)	■	心配ごと相談	(概要)日常生活のあらゆる相談に、民生委員児童委員である「心配ごと相談員」が応じる	A	○	相談窓口の多様化と、専門的な相談内容の増加により相談者は減少傾向	▲	継続		【社会福祉課】フリーダイヤルの設置により、庁内各部署や多機関への相談から「めばえ」につながる体制が整っている。 【障がい福祉課】相談からサービス利用に円滑につながるよう相談支援機能の充実を図る必要がある。 【社協】相談窓口がどこにあるのかがわかりやすい情報提供・広報活動を行う必要がある。
			■	無料法律相談	(概要)法律問題でお困りの方に、兵庫県弁護士会所属の弁護士が相談に応じる	A	○	専門的な相談として利用は多い。	○	継続		
			■	めばえ、若者等相談窓口の標準化	相談者、関係機関からの相談・連携のしやすさを整える	A	○	通話料無料のフリーダイヤルによる相談を実施している。	○	継続		
			■	障がい者相談	(主旨)障がい者の一般的な困りごとを相談支援専門員等が相談に応じる。 (概要)身体障害者相談員等による相談の他、相談支援事業所に委託し専門的な相談を受ける事業を実施 (対象)障がい者本人または、家族等 (根拠)障害者総合支援法、障害者総合支援条例、丹波市障害者自立支援協議会設置要綱	A	○	障害者の相談を受け、必要に応じて障害者の支援につなげている。委託の相談支援事業所(3事業所)においては年間731件の相談をうけ、それぞれ障がい者への支援を行った。	○	継続		
③福祉サービスの質の確保	(35)	■	第三者委員会	(主旨)福祉サービスでの苦情解決	A	○	制度上必要な組織であり、定期的に研修を行っている	○	継続		【社協】利用者や親族に対する誠実な対応は当然のことであるが、事業所自身を守っていく仕組みづくりも必要である。 【障がい福祉課】障がい者施策推進協議会を新たに設け、障がい者施策などについて、今後協議を行っていく。	
		■	自立支援協議会地域協議会	(主旨)自立支援協議会の専門部会で必要な情報の共有を図る。 (概要)市内の関係機関及び障害福祉に識見のある者で構成する協議会により支援体制の整備を図る。 (対象)障がい者等 (根拠)障害者総合支援法、障害者総合支援条例、丹波市障害者自立支援協議会設置要綱	A	○	障害者の施策や支援体制について協議し、障害者支援につなげている。	○	継続			
④新たな福祉サービスの開発	(36)	■	生活支援サービス体制整備	介護ファミリーサポートセンターを設置する地域資源・支援ニーズの把握	D	×	介護保険をとりまく変化の周知、自治会レベルでの出張福祉教室などを通じた周知、支所域での支所との連携を密にしてい	×	充実	▲	【社協】第1層・2層のサービス推進会議の中で出た課題などから、足りないサービスをつくるための支援の仕組みづくりが必要である。 【介護保険課】サービス開発につなげるため、地域資源・支援ニーズの把握をさらに行う必要がある。	
⑤社協コーナーの整備・充実	(37)	■	社協コーナー設置	(概要)社協の刊行物や掲示物等を設置する場所を確保し、情報提供と啓発を行う (対象)市内7カ所(金融機関・スーパー・市役所等)	A	○	実際にどれくらいの利用があるのか調査の必要あり	○	継続	▲	【社協】設置場所の変更や、目立たせる工夫が必要である。	

基本目標2 支えあいを大切にした地域づくりをすすめます (支えあう)

推進方策/取組 (H27~H31)	No	取組内容 / 取組主体		事業視点評価(H28)				施策視点評価				
		社協	市	事業名	事業内容	実施状況	事業評価	担当課評価(意見)	指標達成度	次年度方針	判定	評価内容
5 生活困窮者や就職困難者に対する自立支援	①相談窓口の周知	(38)	■	生活困窮者自立支援事業	(主旨)生活保護受給者に至る前段階の生活困窮者に対する包括的な自立支援を行う (概要)自立相談窓口「めばえ」の運営(主任相談員1、就労支援員1、生活相談員1)、各種支援事業の実施 (対象)経済困窮、心身の障害、失業、家族の介護など、複数の問題が絡み合った状況にある人 (根拠)生活困窮者自立支援法	B	○	相談窓口周知のため関係機関への窓口周知を行っているが、市民への周知が必要である。	○	継続	○	〔社会福祉課〕 関係機関との連携により一定の相談はあるが、潜在的な生活困窮者への相談窓口の周知を、より一層行う必要がある。  〔くらしの安全課〕 居場所運営事業にて相談業務を含めた、ひきこもり等の子ども・若者の社会復帰に向けた取組みを実施していく中で、相談業務の指標については、次年度以降設定しない。
			■	子ども・若者育成支援相談業務	(主旨)ひきこもり等社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の自立に向けた相談業務 (概要)本人及び家族の相談に対応し、支援方法を策定する (対象)ひきこもり等社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者及びその家族 (根拠)丹波市子ども・若者育成支援事業実施要綱	A	○	居場所開設までは、市直営、居場所開設以降は、居場所運営事業者が相談業務を実施。ひきこもり等の子ども・若者及びその家族を対象。	◎	継続	○	〔社会福祉課〕 生活困窮者の支援には横断的な支援が必要となるため、関係各課との共通理解は欠かせない。
	②全庁的な支援体制の構築	(39)	■	庁内連絡会議の設置・運営	(概要)ワンストップ窓口となるよう庁内連絡会議の開催と調整 (根拠)生活困窮者支援対策委員会設置規程	B	○	庁内連絡会議による研修会を開催し、生活困窮者支援のための理解を深めた。	○	継続	○	〔社会福祉課〕 社会福祉法人と連携を行うことにより、地域の中での支援体制を確立させる必要がある。
	③地域福祉ネットワークと連携した支援体制の構築	(40)	■	官民連携による支援体制づくり	(主旨)市内社会福祉法人、NPO法人、自治協議会等との調整・連携による体制づくり (手法)社会福祉法人等事業者へ任意事業等の委託、社会福祉法人連絡協議会が目指す公益事業の取り組みとの調整	A	○	社会福祉法人の取り組みの対し、市ができる支援を調整した。	○	継続	○	〔社会福祉課〕 社会福祉法人と連携を行うことにより、地域の中での支援体制を確立させる必要がある。
	④生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施	(41)	■	生活自立支援任意事業	(概要)生活困窮者自立に向けた具体的支援策の提供 (検討)就労につながる支援、子どもの貧困にかかる支援策の検討	B	○	社会福祉法人連絡協議会との調整により就労や子ども食堂についての検討を行った。	○	継続	○	〔社会福祉課〕 就労支援等具体的な支援方法を提示し、地域の社会資源を活かした支援策を検討する必要がある。  〔社協〕 できるだけシームレスに相談内容をつないでいき、必要な方にはその方が亡くなるまでの支援のしきみを考える必要がある。
			■	福祉サービス利用援助事業	(概要)金銭管理や福祉サービスの利用手続きなどを行い、在宅で生活が続けられるよう支援する (対象)認知症や障がいにより、判断能力に不安がある方で、なおかつ、本人のサービス利用意志が確認できる方	A	○	日常的な金銭管理だけでは自立支援と言えない状況である。権利擁護センターなどとの関係性が今後必要。	○	継続		
			■	物品援助事業	(主旨)突発的な出費等により生活困窮を余儀なくされた方に物品援助を行う (概要)民生委員を通じて、物品の援助を行うことで生活を維持させる、次の手段までのつなぎ支援 (対象)市内に3ヶ月以上居住し、担当民生委員が必要と認めた世帯	B	○	昨年度と比較すると、必要な方が増えている。(8件→10件、12月比較)この事業を利用して就職に結びついたりするなどの事例がある。	○	継続		
			■	生活福祉資金貸付事業	(概要)国が行う生活福祉資金の相談・申請窓口 県社協から委託	A	○	十分な聞き取り、他制度の情報などその人を支援するための体制づくりが必要	○	継続		
			■	福祉資金貸付事業	(概要)丹波市社協独自の小口資金の貸し付け	A	○	生活手段支援のひとつとして、他の支援との連携の上で貸付ができています。	○	継続		
	⑤子どもの貧困対策の推進	(42)	■	生活自立支援任意事業	(概要)子どもの居場所の確保を入口に、学習支援、給食(補食)支援等から困窮者世帯へのアプローチを図る。	B	▲	小中学校校長会にて食事が摂れていない家庭等の把握を依頼した。	○	継続	○	〔社会福祉課〕 子どもの居場所づくりのための社会福祉法人の活動を支援し、市として取り組むべき支援を行う。
	⑥地域就労支援事業の推進	(43)	■	丹波市障害者就労支援事業	(主旨)春日庁舎内ちやれんじスペースでの福祉喫茶の運営、授産品販売 (概要)社協に運営委託 (対象)一般市民 (根拠)丹波市障害者就労支援事業実施要綱	A	○	ちやれんじスペースの運営により、障害者の就業状況等の啓発等をし、障害者の就業支援につなげている。また、市役所の軽作業を管理し、障がい者の工賃向上に努めている。	○	継続	○	〔くらしの安全課〕 事業目的は、ひきこもり等の子ども・若者の社会復帰であるが、その目的を達成するには居場所運営事業の取組みのみでは困難である。福祉・医療・教育・就労等の関係機関と連携し、継続して支援していく必要がある。  〔社協〕 ちやれんじスペース設置を契機に組織化された障害者就労支援事業者協議会の活動が、活発化している。法人格を取得され、直接、民間事業者や市の業務が受注できるよう促す必要がある。
			■	無料職業相談所(めばえ)	(概要)福祉事務所が無料職業紹介所機能を持ち、福祉的就労、中間就労の機会を提供する	B	▲	社会福祉法人への依頼を行い、職場見学へつなげることができた。	○	継続		
■			子ども・若者育成支援居場所運営事業	(主旨)ひきこもり等社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者が社会参加に向けた取組みを実施する居場所運営 (概要)生活習慣の確立やコミュニケーション能力の向上に向けた取組、自立訓練、就労訓練等の実施 (対象)ひきこもり等社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者(概ね15歳から39歳) (根拠)子ども・若者育成支援推進法	A	○	公募型プロポーザル方式により決定した事業者が、ひきこもり等の子ども・若者の社会復帰に向けて、対象者の状況に応じたさまざまな支援を行っている。実際に社会に復帰できた対象者も数名ある。	○	継続			